

第2章 予 防

第1節 初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県と連携し、国、近隣県、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市の役割

市（総合政策部）は、原子力災害に対し万全を期すため、県との連絡窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報収集に努める。

また、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性を鑑み、夜間休日等の場合でも対応できるよう連絡体制を整備する。

2 県の役割

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築するとともに、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）との間において、原子力発電所等における異常事態の連絡や平常時の意見交換のほか、地域防災計画の整合を図るなど、情報収集体制・情報共有体制の整備・充実に努める。

また、県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

3 原子力事業者の役割

近隣県における原子力事業者は、県と原子力発電所等に係る安全確保に関する協定等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市（総合政策部）は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

2 人材の育成・確保

市（総合政策部）は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等

人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、県等からの支援や、国際医療福祉大学や那須赤十字病院等の専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

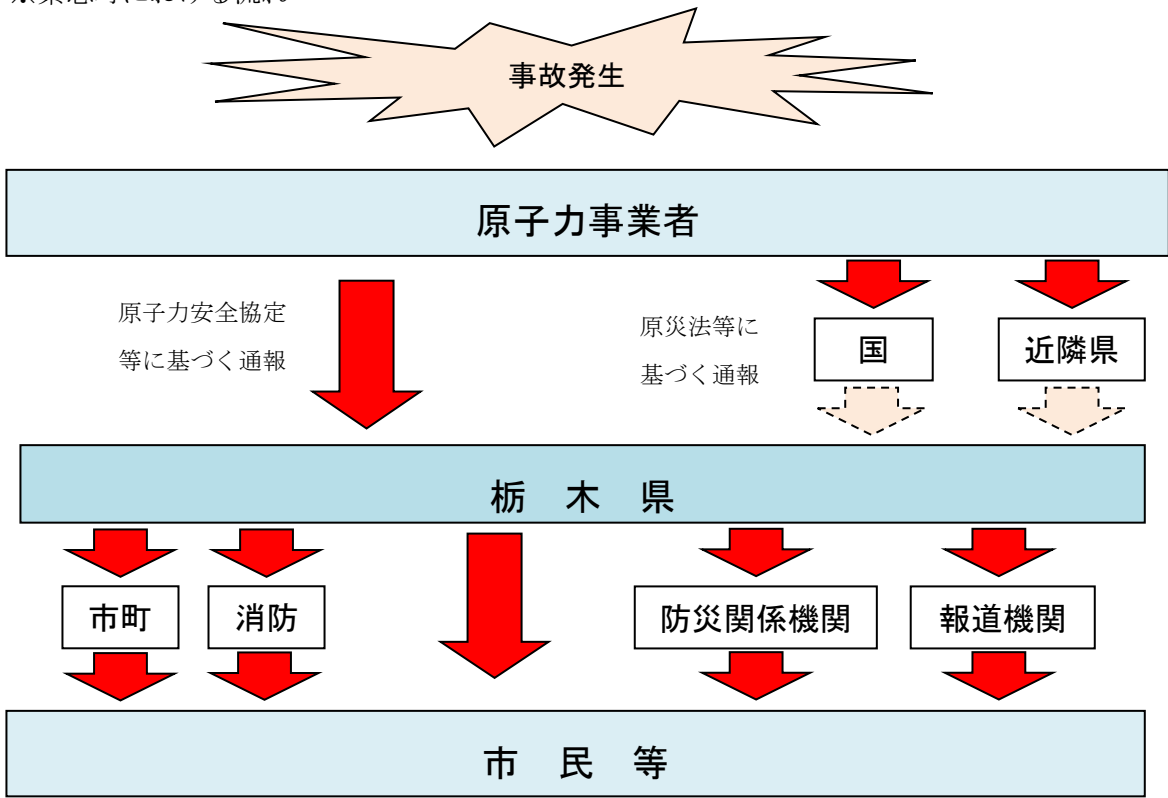
1 通信連絡網等の整備

市（総合政策部）は、県と連携して、原子力防災対策を円滑に実施するため、防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

市（総合政策部）は、県と連携して、栃木県防災行政無線、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ



第2節 市民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第1 情報伝達体制の整備

市（総合政策部・各支所）は、防災行政無線、ホームページ、よいちメール、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（市公式フェイスブック、ツイッター等）、とちぎテレビデータ放送など様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

市（総合政策部・保健福祉部）は、消防機関や自主防災組織、民生委員、防災士、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第3 相談窓口の設置

市（総合政策部）は、県と連携し、市民等からの問合せに対応する相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

第4 情報提供項目

市（総合政策部）は県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、市民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

※特定事象 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準又は施設の異常事態のこと。

- ①原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合。
- ②原子力事業所の排気筒や排水口などで $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合。
- ③管理区域（※）以外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量又は $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合。
（※管理区域：原子力発電所や核燃料などを扱う施設において被ばくのおそれがある区域で、業務従事者の被ばくを適切に管理すべき区域）
- ④運搬に使用する容器から1m離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合。
- ⑤臨界事故の発生のおそれがある場合。
- ⑥原子炉の運転中に原子炉冷却材の喪失が発生した場合 等。

第3節 避難活動体制の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定、実施するための体制を確保する。

第1 避難体制等の整備

1 避難等の準備

市（総合政策部・保健福祉部）は、屋内退避の指示が出された場合を想定し、県と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難を迅速に行う。なお、避難等の準備に当たっては、警察署、タクシー協会等の協力を得るとともに、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

2 避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は、学校、地区公民館等の公共的施設のほか、民間の社会福祉施設との協定等により福祉避難所を確保するとともに、配備すべき資機材を整備する。

(2) 避難所、避難方法等の周知

市及び消防機関は、県の助言に基づき市民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

3 避難所、避難方法等の周知

市（総合政策部）は、避難所、避難方法、屋内退避の方法などの避難情報について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備

市（保健福祉部）は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

本市における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、市は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時環境放射線モニタリング結果などにより、空間放射線量等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長に対して、OILに基づき避難の指示が発出される。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、多くの市民等が一斉に避難行動をとることによる混乱の発生を考慮し、市（総合政策部）は、簡便であるが有効な防護対策としての屋内退避を中心に避難計画を策定する。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた市（総合政策部）及び県は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速な屋内退避の解除に努める。

市及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故により、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市（総合政策部）は、原災法及び災対法の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際

の警察署、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 要配慮者等への対応

市（総合政策部・保健福祉部）は、一人暮らしの高齢者並びに高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については、特に十分な配慮をする。

第4節 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備することとなっているため、市はこれに協力する。

第1 モニタリングによる監視の実施等

市（総合政策部）は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定した環境放射能水準調査実施計画書に基づき、県が実施している環境放射線モニタリングに関する情報提供を求める。

また、原子力発電所事故等が発生した緊急時には、県と連携して環境放射線モニタリング強化時の調査等に関する情報の収集に努める。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

（1）機器等の整備・維持への協力

市（総合政策部）は、平常時・緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、県が実施するモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等の整備・維持に協力する。

（2）複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストから情報が入手できなくなるおそれがあることから、市（総合政策部）は県と連携して、万一モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

市（総合政策部）は県と連携して、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。

第3 関係機関との協力体制の整備

市（総合政策部）は緊急時の環境放射線モニタリングに関し、県及び近隣市町村等と平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。また、専門的な知識を有する国際医療福祉大学や那須赤十字病院等に、必要に応じて助言をもらう。

第5節 市民等の健康対策

市民等の健康等を保持するため、必要な資機材等を整備するとともに、県と連携して初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は原子力災害発生時における市民等の健康対策を実施するため、県や関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は県が実施する放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に対して協力をする。

また、県と連携して、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市（総合政策部）は県と協力して、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県、近隣市町、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

市（保健福祉部）は県と連携して、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射性サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 市（保健福祉部）は、原子力災害時における迅速かつ適切な医療を確保するため、関係機関に対して緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供等を要請する。

(2) 市（保健福祉部）は救急医療を担う医療機関に対して、一般傷病者等の受け入れに関して協力を要請する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の充実

市（総合政策部・保健福祉部）は、一般傷病者等の医療を円滑に実施できるよう、市が設置した避難所、救護所に関する情報を国が整備した広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用し提供

する。

(2) 情報提供システムの有効活用

市（総合政策部・保健福祉部）は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供するために県が整備する情報提供システムを有効に活用する。

第6節 農林畜水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、県と連携して、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第1 出荷制限体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本市においても、野菜類、茶、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行っている状況である。

市（総合政策部・産業振興部）は、事故発生時における農林水産物等への影響を的確に把握し、出荷制限等の措置が適切に実施できるよう県に協力する。

第2 検査体制の整備

市（総合政策部・産業振興部）は県と連携して、原子力災害発生時における自家消費食品等も含めた農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、原子力災害発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、平常時から県と連携して検査方法等を確認する。

第7節 児童生徒の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、学校等及び県と連携し、防災体制を整備する。

第1 原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校及び義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における緊急連絡体制、保護者や医療機関、市災害対策本部等関係機関との緊急連絡体制の整備、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、原子力災害に備え、原子力災害時における教職員等の共通理解を図り、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期することが重要であるため、学校等の管理者は、地域の実情等を踏まえ、対応マニュアル等を作成し、保護者及び関係者への周知に努める。

市（保健福祉部・教育委員会教育部・総合政策部）及び県は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第 8 節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第 1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

市（総合政策部・建設水道部）は、迅速な災害対策を実施するため、緊急時における輸送手段、県が指定している緊急時における輸送経路等の確認、各部等関係機関に対して周知徹底を図り、事故の長期化や広域化、又は緊急的な事態にも迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。

また、事故の状況や対策区域の設定によって物流の停滞が生じるおそれがあることを考慮し、各種災害対策に支障が生じることのないよう、特に緊急車両用の燃料などの物資について県及び関係事業者と連携して十分な量が確保できる体制を整備する。

第 2 道路交通管理体制の整備

市（総合政策部・建設水道部）は、市が管理する道路等について、緊急時の道路交通が安全に行えるよう管理体制の整備に努めるほか、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うための道路機能を確保できるよう、国県道道路管理者と協力して情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

また、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、警察署が行う交通誘導や応急対策業務について密に連絡を交わし円滑な緊急輸送体制に協力する。

第9節 市民等に対する普及・啓発活動

災害時において、市民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

第1 住民等に対する普及・啓発

市（総合政策部）は、県及び原子力事業者等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- ・放射性物質及び放射線の特性
- ・原子力発電所等の概要
- ・避難等施設の位置
- ・原子力災害とその特性
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護
- ・本市の平常時における環境放射線の状況
- ・緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容
- ・屋内退避・避難
- ・安定ヨウ素剤の服用
- ・放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市（総合政策部）は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、職員の知識向上に努める。

また、必要に応じ県と連携して、次に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- ・原子力防災体制及び組織
- ・原子力発電所等の概要
- ・原子力災害とその特性
- ・放射線による健康への影響及び放射線防護
- ・放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- ・緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容
- ・緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- ・その他緊急時対応に関すること

第 1 0 節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の業務範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

第 1 訓練計画の策定及び実施

市（総合政策部）は、県及び警察署、消防署等の防災関係機関と連携し、次に掲げる防災活動について計画を策定し、訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、防災関係機関のほか、市民等を含めた様々な組織を効率的に運用できるよう努め、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

- ・ 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- ・ 緊急時通信連絡訓練
- ・ 緊急時のモニタリング訓練
- ・ 市民等に対する情報伝達訓練
- ・ 原子力災害対応用資機材の取扱い

第 2 国等が実施する防災訓練への参加

市（総合政策部）は、必要に応じて県と連携し、国（安全規制担当省庁）及び近隣県が原災法第 13 条に基づき企画・実施する総合的な防災訓練に参加する。